

川崎市郵送請求事務センター設置要綱

(設置)

第1条 郵送請求（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下、「郵便等」という。）により送付されたものに限る。）又は電子申請（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。以下同じ。）と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によるものに限る。）による住民票の写し等証明書の交付請求者の利便に資するため、川崎市郵送請求事務センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管)

第2条 センターの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市郵送請求事務センター	麻生区役所柿生分庁舎内 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号	市民文化局市民生活部 戸籍住民サービス課

(取扱地域)

第3条 取扱地域は、市内全域とする。

(取扱業務)

第4条 センターにおいて取り扱う業務は、郵送請求又は電子申請により送付された交付請求の受理及び交付に関することとする。

(1) 郵送請求又は電子申請により交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

- ア 住民票の写し
- イ 住民票記載事項証明書
- ウ 戸籍（全部・個人）事項証明書
- エ 戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製したものに限る。）

(2) 郵送請求に限り交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

- ア 除票の写し
- イ 除票記載事項証明書
- ウ 除籍（全部・個人）事項証明書
- エ 除籍（改製原）謄抄本（画像情報ファイルに記録したものに限る。）
- オ 戸籍の記載事項証明書・一部事項証明書
- カ 除籍の記載事項証明書・一部事項証明書
- キ 受理証明書（電算化後分）
- ク 戸籍の附票の除票の写し（磁気ディスクをもって調製したものに限る。）
- ケ 不在住・不在籍証明書
- コ 身分証明書
- サ 独身証明書

(3) 電子申請に限り交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

ア 印鑑登録証明書

(業務日及び業務取扱時間)

第5条 センターの業務日及び業務取扱時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く。)とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。